

# 農業委員会だより 第67号

発行 印西市農業委員会 編集 農業委員会だより編集委員会  
〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2 電話 0476-33-4707

締め切り迫る!!

## 印西市新型コロナウイルス感染症対策農業者支援金

**申請期間** 令和4年 **9月30日(金)** まで

市では、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化と令和3年産米価の下落等により、農業収入が減少し、農業経営の安定に支障が生じている農家等の支援を目的に、支援金の給付を行っています。

**給付要件** 支援金の給付対象者は、下記①～⑤の要件をすべて満たす方となります。

- ① 税務申告書類の令和3年農業収入金額が令和元年農業収入金額から20万円以上減少し、かつ、10パーセント以上減少していること。※農業所得ではありませんので注意
- ② 現に農業を営んでおり、今後も引き続き市内において農業経営を継続する意思があること。
- ③ 市の住民基本台帳に記載されていること。  
(法人等にあつては、本店又は主たる事業所を市内に有すること。)
- ④ 市税を滞納していないこと。(同一世帯人を含む。)
- ⑤ 暴力団員等ではないこと。

**給付額** 給付額は、令和3年農業収入が令和元年農業収入と比較して、下表の減収金額と減収比率のそれぞれ該当する減収割合に応じた給付額のうち、低い額となります。

減収金額		減収比率	
減収割合	給付額	減収割合	給付額
20万円以上 30万円未満	▷ 20万円	10%以上 30%未満	▷ 20万円
30万円以上 40万円未満	▷ 30万円	30%以上 50%未満	▷ 30万円
40万円以上	▷ 40万円	50%以上	▷ 40万円

どちらか低い額

### 申請書類

申請書、誓約書、税務申告書類の写し（令和3年分と令和元年分）、振込先金融機関の口座番号と口座名義人がわかる通帳等の当該ページの写し。  
詳しくは、市ホームページでご確認いただくか、下記へお問い合わせください。

### 申請方法

①窓口申請 ②郵送申請 ③オンライン申請

印西市 環境経済部 農政課  
農業者支援金申請窓口  
TEL : 0476-33-4634  
〒270-1396 印西市大森2364-2  
受付時間：平日 午前8時30分  
～午後5時15分

スマートフォン用2次元バーコードは、



です。



特別ブースの状況

# ウクライナ大使館へ

## 訪問しました

令和4年5月17日(火)に印西市農業委員会を代表し、篠田会長、山崎会長職務代理者、森田委員長の3名でウクライナ大使館を訪問し、人道支援募金201万4,882円の目録を贈呈してきました。

きっかけは、日々報道されていたウクライナの子供たちや病院などへの軍事侵攻による惨状を見て、何かできることはないかと篠田会長の発起により3月4日から印西市農業委員会で募金活動を始めました。手作りの募金箱を抱え、日々地道に募金活動を行った結果、数多くの方々から温かいご支援をいただきました。



ウクライナ大使館にて

書記官が出迎えていただき、篠田会長から目録を贈呈すると「感謝いたします。このご支援はウクライナのために大切に使用させていただきます。」とお礼の言葉をいただきました。

# 熱中症に注意 しましょう!!



屋内、屋外を問わず農作業をする際は、こまめに水分・塩分などを補給しましょう。

特に、コロナウイルス感染防止のためマスク着用での作業は、未着用と比べ身体に負担がかかることが考えられます。体調の変化に気をつけることも、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

### 熱中症の症状

めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い、頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、等



## 農業委員会への 申請 締切り

毎月25日

(閉庁日の場合は、前日の開庁日)

事前審査会 毎月上旬

総会 毎月中旬

# 農地に係る許可 申請はお早めに…

農地を耕作目的で、売買や貸し借りに行う場合は、農業委員会の許可が必要となります。

また、農地を農地以外に用途を変更する場合(農地転用)は、千葉県知事の許可が必要となります。

許可を受けずに農地転用をした場合は、違反転用となります。

なお、農地を山土砂等で埋め立てを行う場合には、農業委員会への届出又は一時転用の許可が必要となります。

申請の際は、必ず事前に農業委員会事務局へご相談ください。

## 砂ぼこり対策

### こいつ

強風により農地から砂ぼこりが飛散し、風下となる地域へ悪影響を及ぼしてしまう場合があります。耕運時期の変更、緑肥作物の播種、中低木、防風ネットの設置等、砂ぼこりを抑える対策がありますので参考にしてみてください。

# 印西市賃借料情報

令和3年度に締結された賃貸借における賃貸借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

## 1 水田

地区	平均額	最高額	最低額	件数
印西	¥11,400	¥15,000	¥9,000	27
印旛	¥12,700	¥20,000	¥9,000	22
本埜	¥13,100	¥18,000	¥9,000	17

## 2 畑

地区	平均額	最高額	最低額	件数
印西	¥12,200	¥35,000	¥6,500	11
印旛	¥10,700	¥15,000	¥10,000	4
本埜	¥14,400	¥20,000	¥8,700	4

※金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※水田の賃借料を物納としている場合は、60kg当たり9,000円に換算しています。

※本埜地区の畑は、実績が少ないため過去3年度分の数値を記載しています。

# 令和4年度 農作業標準料金表

(千葉県農業会議設定)

作業種目	契約の別	標準賃金(円)	備考	
水田作業	1日	9,900	実労働時間8時間	
畑作業	1日	8,500	実労働時間8時間	
果樹収穫作業	1日	7,900	実労働時間8時間	
耕起	トラクター	10アール	6,300	
	耕運機	10アール	6,870	
代かき	トラクター	10アール	6,600	ドライブハロー使用
	耕運機	10アール	7,030	
畔塗り	トラクター	1メートル	38	
植付け	田植え機	10アール	8,200	稚苗植の額(苗費は含まない)
	歩行用田植え機	10アール	6,010	
刈取脱穀	コンバイン	10アール	18,000	
刈取	バインダー	10アール	8,600	
脱穀	ハーベスター	10アール	6,330	
乾燥調整	60kg	2,900	籾摺料金分は640円	
育苗	1箱	760	稚苗(硬化苗)の額	

※この標準料金は、農作業が円滑に行えるよう目安として設定されています。

※お互いが話し合って納得のうえ行ってください。

※標準賃金の根拠は、千葉県農業会議「令和4年度地域別農作業標準賃金並びに機械による標準農作業料金」による。

**女性農業者の皆さん!**  
**農業委員になりませんか?**

農業就業人口の約半数は女性農業者が活躍しています。女性ならではの視点やアイデアで農業の魅力を引き出し、地域農業の活性化に貢献してみませんか? 農業を盛り上げたいと考えている女性農業者の方、農業委員へのご応募をお待ちしております!



**農地の適正な維持・管理をお願いします!**

農地に雑草等が繁茂している場合、周囲の土地所有者等に迷惑がかかります。

除草・耕運等を実施し、適正な維持・管理をお願いします。

**遊休農地を無くしましょう!**

◆遊休農地とは

耕作の目的に供されておらず、今後も引き続き耕作の目的に使われる見込みのない農地及びその利用の程度が周辺地域の農地に比べ、著しく劣っていることを認められる農地

◆なぜ問題?

不法投棄の増加や火災、病害虫の発生等により、近隣農作物への被害や住民への悪影響が考えられます。また、大切な資源である農地が減少してしまうことから、減少を食い止め確保していかなければなりません。

# 農業者年金が加入しやすくなりました!

※平成14年1月から始まった新制度の年金が対象

農業者年金は、積み立て方式の終身年金で、支払った保険料は全額社会保険料控除の対象になります。老後の生活設計のため、国民年金の上乗せに「農業者年金」が活用されています。

<b>35歳未満の農業者は月1万円から農業者年金に加入できます。</b>				
<b>制度改正①</b> 若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました (令和4年1月1日から)	通常加入	月2万円から	加入要件(※)を満たす全ての方 <b>※加入要件</b> ①年間60日以上農業に従事されている方 ②国民年金第1号加入者 ③20歳以上60歳未満の方	
	政策支援加入	月2万円から 最大1万円の国庫補助あり	認定農業者・認定就農者など一定の条件を満たす39歳までの方	
	35歳未満の通常加入 <b>NEW!!</b>	月1万円から	認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす35歳未満の方	
<b>昭和32年4月2日以降に生まれた方の受給開始時期の選択肢が広がります。</b>				
<b>制度改正②</b> 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がりました (令和4年1月1日から) ※これまで原則65歳であった受給開始時期が右記のように変わりました。	農業者老齢年金(通常加入) <b>繰上げ受給</b> ※60歳以上65歳未満の間で繰上げ受給の選択可能 <b>NEW!!</b>	65歳以上75歳未満の間で、ご自身で年金の受給開始時期(裁定請求する時期)を選択することができるようになりました。なお、裁定請求せずに75歳に達したときは、75歳から年金を受給することになります。		
	特例付加年金(政策支援加入) <b>繰上げ受給</b> ※60歳以上65歳未満の間で繰上げ受給の選択可能 <b>NEW!!</b>	経営継承等の受給要件を満たせば、受け取り次期をご自身で選択できるようになりました。 ※政策支援加入かつ60歳までに20年以上の納付期間が必要		
	60歳	65歳	75歳	年齢の上限なし
	現在、農業者年金に加入できるのは、農業に年間60日以上従事する方で、20歳以上60歳未満の国民年金1号被保険者ですが、制度改正により65歳まで加入できるようになりました。 (※国民年金の任意加入が必要)			
<b>制度改正③</b> 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられました (令和4年5月1日から)	<b>【国民年金1号被保険者】</b>		<b>【国民年金任意加入者】</b>	
	農業に従事(年間60日以上)する方 これまでの加入可能年齢 20歳		60歳 <b>NEW!!</b> 65歳	

詳細は、独立行政法人農業者年金基金のホームページ (<http://www.nounen.go.jp>) をご覧ください。  
 農業者年金のご相談は、印西市農業委員会 (☎33-4707) または J A 西印旛 (☎48-2210) へ

暑い日が続きます。どうぞ熱中症には気を付けて、農作業を行ってください。

農業者年金だよりには、ご意見、ご要望、面白い話題等がありましたら、農業者委員又は農業委員会事務局までお寄せください。  
 (荒井 敏彦委員)

編集委員長 佐瀬 知千  
 編集委員 荒井 一和 喜  
 編集委員 荒井 敏彦  
 編集委員 石井 満  
 編集委員 山口 明  
 編集委員 山崎 幸雄

**編集後記**

コロナで経済が回復しない中、ウクライナ問題が発生し世界的に穀物価格が高騰しています。その様な中、小麦粉に代わる「米粉」が最近話題となっております。米が見直されて今後の需要に変化があることを期待するところ です。

**全国農業新聞を購読しましょう!**

農家のための情報誌です。

- 毎週金曜日に発行(週刊)
- 購読料 月額700円
- (送料・税込)
- お申し込みは、  
 農業委員会事務局へ  
 (電話 33-4707)